

東近江市鈴鹿の森広報用アニメーション映像シナリオ等制作業務 仕様書

1 業務名 東近江市鈴鹿の森広報用アニメーション映像シナリオ等制作業務

2 履行期間 契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

3 業務の目的

鈴鹿山脈の東近江市側に位置する「鈴鹿の森」の自然・歴史文化の魅力及び森から琵琶湖まで広がる「森里川湖のつながり」が私たちの生活を支えていることを視覚的に分かりやすく発信することで、市内外の主に子育て世代を対象とした層の鈴鹿の森に対する興味関心を高め、理解を深めてもらうことを目的とする。本業務では、将来的なアニメーション制作を見据えたシナリオ制作及び鈴鹿の森のブランディングに資するキービジュアル等の制作を行うものであり、動画制作は別業務にて発注を行うものとする。

4 業務内容

受注者は、鈴鹿の森広報用のアニメーション映像に係るシナリオ、キービジュアル、ロゴ等を制作し、そのデータを収めたDVD又はブルーレイディスクを作成すること。

(1) 業務概要

受注者は、「3 業務の目的」で示した趣旨及び目的を反映させたプロポーザルでの企画提案内容を基に市と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基にタイトル、シナリオ、キービジュアル、ロゴ及びキャッチコピーを作成する。契約後、協議や下見に伴い、少なくとも1度は担当者が本市に赴くこととする。さらに、これとは別に完成までに市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けるとともに、キービジュアルやロゴを有効活用することを通じて鈴鹿の森のブランディングに資する助言を行うこと。

(2) タイトル・シナリオ立案

本業務の主な対象は、おおむね4歳から小学6年生までの子供及びその親世代とする。当該対象をイメージしながら鈴鹿の森の魅力及び鈴鹿の森から始まる森川里湖のつながりをアピールできるシナリオとすること。

なお、制作するシナリオは2本とし、森林区域の自然・歴史文化の魅力が伝わる

内容のものと、森里川湖のつながりの中で源流となる鈴鹿の森に目を向けるきっかけになる内容のもの（下流目線）をそれぞれ制作するとともに、将来的なアニメーション制作へスムーズに移行できるようシナリオを基にキャラクターを立案し、おおまかなカット割りと演出が分かる簡易な絵コンテを制作すること。

(3) キービジュアル制作

鈴鹿の森をイメージしたキャラクターを用いながら、鈴鹿の森のブランディングを行う本市を象徴するキービジュアルの制作を行うこと。

(4) 鈴鹿の森のブランディングへ向けて情報発信媒体に使用するロゴやキャッチコピー制作

5 映像の要件・規格（想定）

(1) 最大90秒程度のアニメーション映像を2本分想定すること。原則としてフルアニメーションとするが、実写の使用も可とする。

(2) 画面縦横比は16：9とし、映像の解像度はフルハイビジョン以上を想定すること。

(3) BGM及びテロップの挿入を想定すること。

なお、テロップについては、日本語、英語及びポルトガル語で作成することを想定しているため、翻訳作業を行うこと。

(4) 市及び市が認める団体の YouTube、各種 SNS や上流に位置する森の文化フィールドミュージアムの拠点施設や下流に位置する博物館施設等での活用を前提とする。

6 成果物の納品

(1) 納品物

4(2)～(4)の完成データを成果物としてDVD-R又はブルーレイディスクに格納して納品すること。また、ファイル形式については下記のとおりとする。

ア シナリオ：任意とする。

イ 簡易絵コンテ：任意とする。

ウ キービジュアル：フォトショップ (.psd)、PDF (.pdf)、JPEG (.jpg)、イラストレーター (.ai)

エ ロゴ：イラストレーター (.ai)、PDF (.pdf)、JPEG (.jpg)

オ キャッチコピー：イラストレーター (.ai)、PDF (.pdf)、JPEG (.jpg)

カ 業務完了報告書：PDF (.pdf)、PowerPoint (.ppt)

業務実績の内容が分かる報告書を提出すること。また、協議の際の議事録も

報告書に含めること。

(2) 納品場所及び期限

場所：東近江市企画部森の文化推進課

期限：令和9年3月15日（月）

7 留意事項

- (1) 詳細については、発注者と受注者が協議の上決定することとし、両者は、完成まで緊密に打合せ等を行うこととする。
- (2) キービジュアル、ロゴデザイン及びキャッチコピーについては、商標登録等されていないオリジナルのものでなければならない。また、他の団体等が使用するものと類似しないものとする。
- (3) キービジュアル、ロゴデザイン及びキャッチコピーは、ポスターやホームページ、ノベルティ、名刺、ユニフォーム等で活用することを前提とする。特にキービジュアル、は市や市が許可する団体が開発するグッズ商品等で活用することを前提とし、機能性を備えたデザインとすること。

なお、ロゴデザイン及びキャッチコピーは、鈴鹿の森のブランディングとして市の各種イベント等で早期に活用したいため、完成し次第納品すること。

- (4) 受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

8 著作権等

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たって第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 成果物に係る著作権について第三者との係争が生じたときは、受注者の責任と費用負担において解決すること。
- (3) 本業務で制作した成果物の著作権等一切の権利は、市に帰属するものとする。
ただし、成果品に受注者又は第三者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受注者又は第三者に帰属するものとする。
- (4) 受注者は、本件制作物について著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本映像に使用することを目的として制作されたデザイン、イラスト、ロゴ、キャッチコピー、素材等の一切は、市は受注者の許可を受けることなく継続して使用できるものとする。

9 生成A I 方針

生成A I の利用は可とする。その際出自開示、学習データの権利配慮、モデル規

約適合、素材再配布権の明確化及び機微表現ガイドの遵守を徹底すること。

10 予算・支払

上限税込2,404千円（税抜額・消費税額を併記）とし、支払は検収後30日以内一括とする。

11 その他

本業務の遂行に当たり、疑義等が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、市と十分に協議を行うこと。